

# 印西市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年1月15日制定

令和4年1月13日改正

印西市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の一部改正が施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会において最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

印西市は、平成30年5月に人口が10万人を超え、東京都心から約40キロメートルに立地し、千葉ニュータウンを中心とした市街化が進んでいる。一方、市域面積12,379ヘクタールのうち、約4割が農地として利用されており、都市近郊の立地条件を活かした農業が展開されている。しかし、近年の自然環境や社会情勢の変化に伴い、鳥獣被害や全国的な課題である農業者の高齢化及び担い手の不足により、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増している。そのような環境から遊休農地の拡大も大きな問題となってきている。このため、目指すべき農地利用の姿を地図などで明確化する「地域計画」を定め、地域内外からも担い手を幅広く確保しながら、農地等の利用の最適化に取り組む必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を活かし、活力ある農業を築くため、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に取り組むことができるよう、印西市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、及び目標の達成状況に対する評価方法を次のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証並びに見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、年度ごとに策定する「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
当初 平成30年12月	4,788 ha	245.1 ha	5.1%
現状 令和3年12月	4,751 ha	248.1 ha	5.2%

3年後の目標 令和6年12月	4,715ha	240.3ha	5.1%
-------------------	---------	---------	------

※1：現状の管内の農地面積は、農地台帳による農地面積（令和3年12月現在）

※2：3年後の管内の農地面積は、過去3年間の農地転用等の実績により「12ha/年減少」と想定した。

※3：現状の遊休農地面積は、令和3年度の農地利用状況調査の結果に基づく

**【目標設定の考え方】**

新たな遊休農地の発生を防止し、委員1人当たり年間1,000㎡（10a）の解消を目指すことにより、全体で年間2.6ha、3年間で7.8haの解消目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ①農地の利用状況調査（農地パトロール）及び利用意向調査の実施
- ②各調査の結果を活用し、担い手や農地中間管理機構との関係機関との連携により貸付け等を推進
- ③農業委員及び農地利用最適化推進委員による定期的なパトロールの実施
- ④農地の借り手（受け手）の掘り起こしの実施

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、令和4年2月2日付け経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」のとおりとする。

2 担い手への農地利用集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B/A)
当初 平成30年12月	4,788ha	483.6ha	10.1%
現状 令和3年12月	4,751ha	387.8ha	8.2%
3年後の目標 令和6年12月	4,715ha	526.4ha	11.2%

※1：現状の管内の農地面積は、農地台帳による農地面積（令和3年12月現在）

※2：3年後の管内の農地面積は、過去3年間の農地転用等の実績により「12ha/年減少」と想定した。

※3：現状の農地利用集積面積は、令和3年3月末日現在の農業経営基盤強化促進事業の実績報告に基づく利用権設定面積

**【目標設定の考え方】**

令和2年度における新規の利用権設定面積が46.2haであったことから、この実績を基に3年間で138.6haを集積目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ①市との連携により農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の周知
- ②市及び農地中間管理機構等との連携により農地中間管理事業の周知
- ③農業委員及び農地利用最適化推進委員による積極的な「地域計画」策定への参画
- ④農地の借り手（受け手）の掘り起こしの実施

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、令和4年2月2日付け経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数
当初 平成30年12月	7経営体（平成27年度～平成29年度）
現状 令和3年12月	7経営体（平成30年度～令和2年度）
3年後の目標 令和6年12月	7経営体（令和3年度～令和5年度）

【目標設定の考え方】

平成30年度から令和2年度までの3年間における新規参入が7経営体であったことから、この実績を基に今後3年間での新規参入目標を7経営体とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ①県、市、農業会議及び農地中間管理機構等との連携を図り、新規参入に向けたサポートを実施
- ②農業委員及び農地利用最適化推進委員による新規参入者に対する相談への対応

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、令和4年2月2日付け経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」のとおりとする。